

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する 特別措置法の一部改正に伴う省令改正に伴う 登録政治資金監査人登録申請書等の改正について（案）

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 4 9 号）により、登録政治資金監査人（以下「監査人」という。）が弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）の社員である場合の名簿の登録事項を定めるため、政治資金規正法施行規則（昭和 5 0 年自治省令第 1 7 号。以下「規則」という。）第 2 5 条第 3 号イに、共同法人の社員である場合が追加されたことに伴い、監査人の登録等に係る様式について以下のとおり定め、本省令の施行の日（令和 4 年 1 1 月 1 日）から施行する。

1 登録政治資金監査人登録申請書

規則第 2 7 条第 2 項の規定による政治資金適正化委員会が定める様式は、別紙 1 のとおりとする。

2 登録政治資金監査人変更登録申請書

規則第 3 0 条の規定による政治資金適正化委員会が定める様式は、別紙 2 のとおりとする。